住所　東京都立川市砂川町４丁目27番地40
羅和容　昭和52年２月16日生
住所　愛知県清須市西枇杷島町替地25番地６
朴薫　昭和50年１月25日生
住所　奈良県香芝市良福寺145番地１
林順永　昭和15年３月20日生
金謙　昭和46年２月27日生
住所　奈良県香芝市良福寺136番地１
金珠実　昭和44年11月29日生
住所　奈良県香芝市良福寺137番地１
金孝祐　昭和47年６月９日生
住所　広島市安佐南区西原２丁目26番６―417号
朴直美　昭和44年11月５日生
住所　埼玉県久喜市栗橋東５丁目１番26号
陳磊　昭和56年２月11日生
住所　兵庫県伊丹市清水２丁目３番２号
李龍一　昭和27年１月６日生
住所　群馬県前橋市若宮町４丁目27番12―A―203号
申安里　昭和62年３月20日生
住所　千葉県船橋市高根台３丁目３番244―406号
ミラグロス・ユリコ・リエスコ・レデスマ　平成２年10月18日生
住所　京都市西京区嵐山樋ノ上町２番地
金友理　平成７年11月13日生
住所　名古屋市名東区猪子石１丁目212番地１
朴旭　昭和58年４月10日生

○法務省告示第五百四十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十八年十月十九日

法務大臣　金田　勝年

一　指定を受けた者

氏　名　ルーク・ポール・ラッセル

生年月日　千九百八十年七月十八日

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの

連合王国において効力を有し、又は有した法

○外務省告示第四百二号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表３に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条６の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条６の規定に従い、平成二十八年七月二十八日に効力を生じた。

（平成二十八年八月二十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十八年十月十九日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰの日本国の付表３の産品及びサービスの機関の表の一部を次のように修正する。

機関の表の１A群中「独立行政法人労働者健康福祉機構」及び２B群中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を削り、２B群に「独立行政法人労働者健康安全機構」を加える。

機関の表の２B群中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」及び「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を削り、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」を加える。

機関の表の２B群中「国立研究開発法人電子航法研究所」、「国立研究開発法人海上技術安全研究所」及び「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」を削り、「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」を加える。

機関の表の２B群中「国立研究開発法人水産総合研究センター」及び「独立行政法人水産大学校」を削り、「国立研究開発法人水産研究・教育機構」を加える。

機関の表の２B群中「独立行政法人航海訓練所」を削る。

機関の表の２B群中「自動車検査独立行政法人」及び「独立行政法人交通安全環境研究所」を削り、「独立行政法人自動車技術総合機構」を加える。

機関の表の２B群中「独立行政法人種苗管理センター」、「国立研究開発法人農業環境技術研究所」及び「国立研究開発法人農業生物資源研究所」を削る。

機関の表の２B群中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

○外務省告示第四百三号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表３に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第十九条１の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条５の規定に従い、平成二十八年八月十三日に効力を生じた。

（平成二十八年八月三十一日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十八年十月十九日

外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰの日本国の付表３の機関の表の一部を次のように修正する。

機関の表の１A群中「独立行政法人労働者健康福祉機構」及び２B群中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を削り、２B群に「独立行政法人労働者健康安全機構」を加える。

機関の表の２B群中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」及び「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を削り、「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」を加える。

機関の表の２B群中「国立研究開発法人電子航法研究所」、「国立研究開発法人海上技術安全研究所」及び「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」を削り、「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」を加える。

機関の表の２B群中「国立研究開発法人水産総合研究センター」及び「独立行政法人水産大学校」を削り、「国立研究開発法人水産研究・教育機構」を加える。

機関の表の２B群中「独立行政法人航海訓練所」を削る。

機関の表の２B群中「自動車検査独立行政法人」及び「独立行政法人交通安全環境研究所」を削り、「独立行政法人自動車技術総合機構」を加える。

機関の表の２B群中「独立行政法人種苗管理センター」、「国立研究開発法人農業環境技術研究所」及び「国立研究開発法人農業生物資源研究所」を削る。

機関の表の２B群中「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

○財務省告示第三百八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十八年（二千十六年）熊本地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成二十八年十月十九日

財務大臣　麻生　太郎

財務大臣が平成二十八年（二千十六年）熊本地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十八年十一月二十九日とする。

都道府県	指定地域
熊本県	八代市
	人吉市
	荒尾市
	玉名郡玉東町
	玉名郡南関町
	玉名郡長洲町
	玉名郡和水町
	菊池郡大津町
	菊池郡菊陽町
	阿蘇郡南小国町
	阿蘇郡小国町
	阿蘇郡産山村
	阿蘇郡高森町
	水俣市
	玉名市
	山鹿市
	菊池市
	宇土市
	上天草市
	宇城市
	阿蘇市
	天草市
	合志市
	下益城郡美里町